

令和元年度
広島市介護サービス事業者集団指導研修
～高齢者虐待の防止について～
【養護者による高齢者虐待防止編】

広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課

目次

- I 高齢者虐待防止法の理解
- II 養護者による高齢者虐待の現状～早期発見・虐待防止に向けて～
- III 高齢者虐待対応について

I 高齢者虐待防止法の理解

高齢者虐待防止法 (平成18年4月1日施行)

【正式名称】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

【目的】

高齢者の権利利益を擁護すること

※虐待をした人を罰するための法律ではない。

【範囲】

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ・養護者による高齢者虐待

高齢者虐待防止法（平成18年4月1日施行）

皆様におさえていただきたいこと		
①	通報義務 （根拠：法第7条第1項）	養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の <u>生命又は身体に重大な危険が生じている場合は</u> 、速やかに、これを <u>市町村に通報しなければならない</u> 。
	（根拠：法第7条第2項）	前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
②	通報者保護 （根拠：法第8条）	市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって <u>当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない</u> 。

養護者による高齢者虐待の定義

養護者が	高齢者虐待防止法 第2条第2項 高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。 ※養介護施設従事者等：老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターの業務に従事する者
高齢者に	高齢者虐待防止法 第2条第1項 「65歳以上の者」と定義
虐待を行う	・身体的虐待 ・介護・世話の放棄・放任 ・心理的虐待 ・性的虐待 ・経済的虐待

虐待の類型

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など） ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など	

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など

②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など

③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を養護者が放置する。など

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

●本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする。
- ・キス、性器等への接触、セックスを強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・自慰行為を見せる。など

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

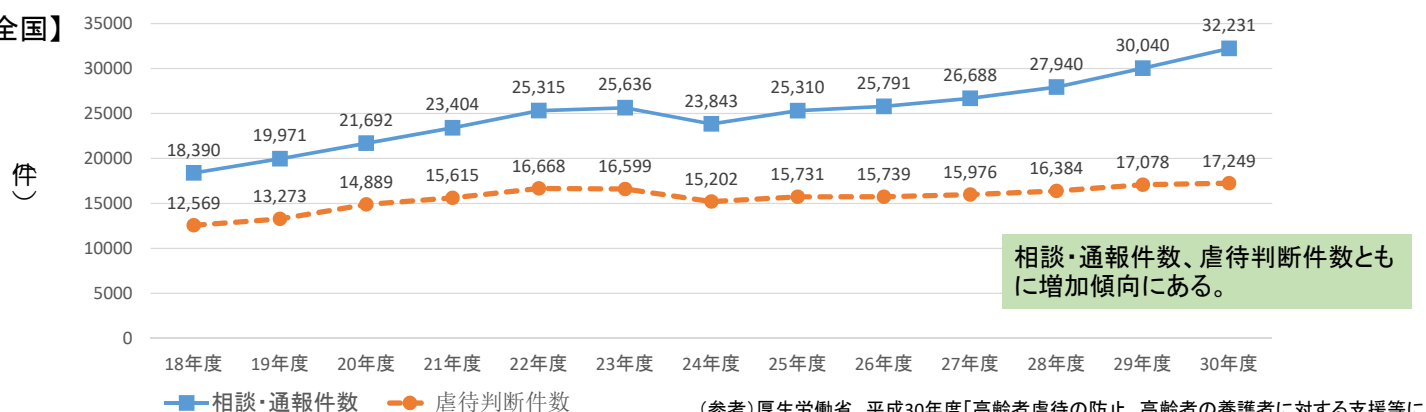
●本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など

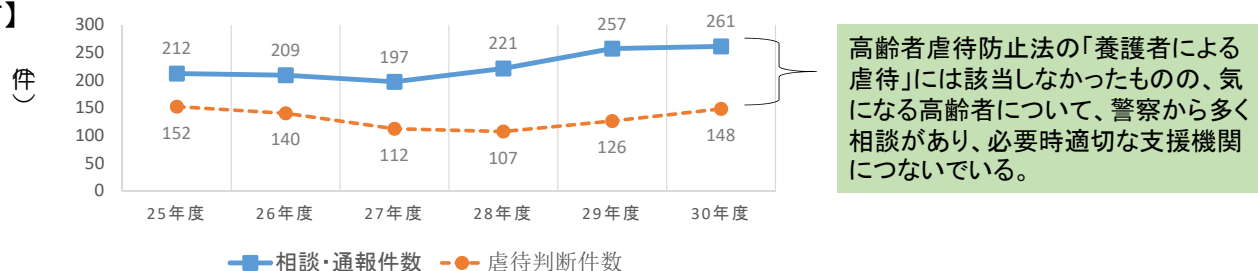
Ⅱ 養護者による高齢者虐待の現状 ～早期発見・防止に向けて～

養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

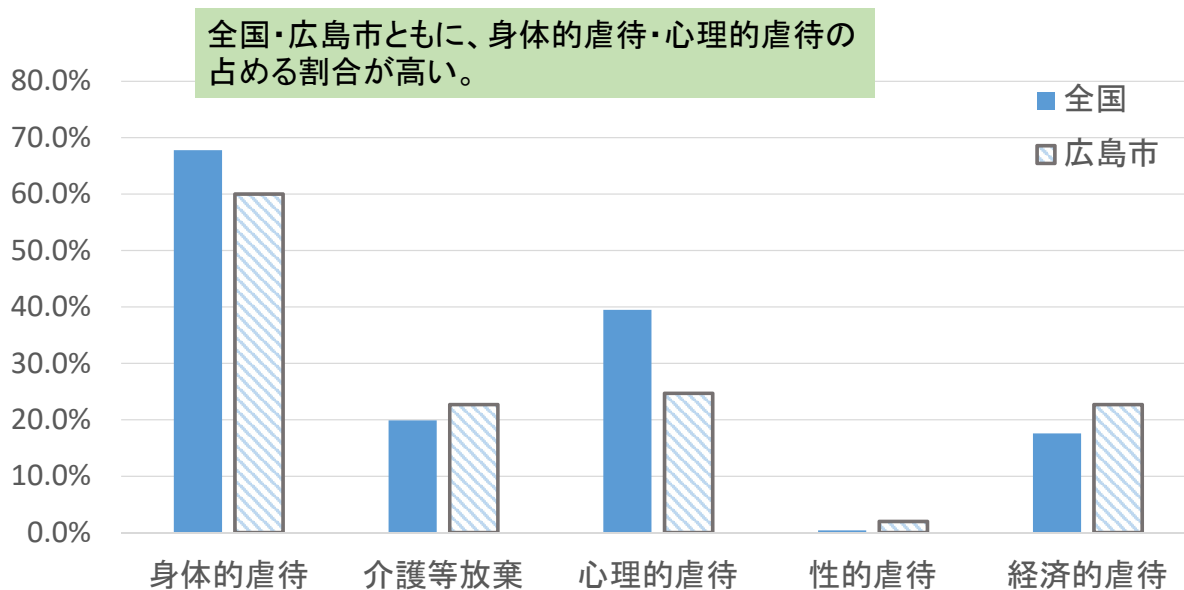
【全国】



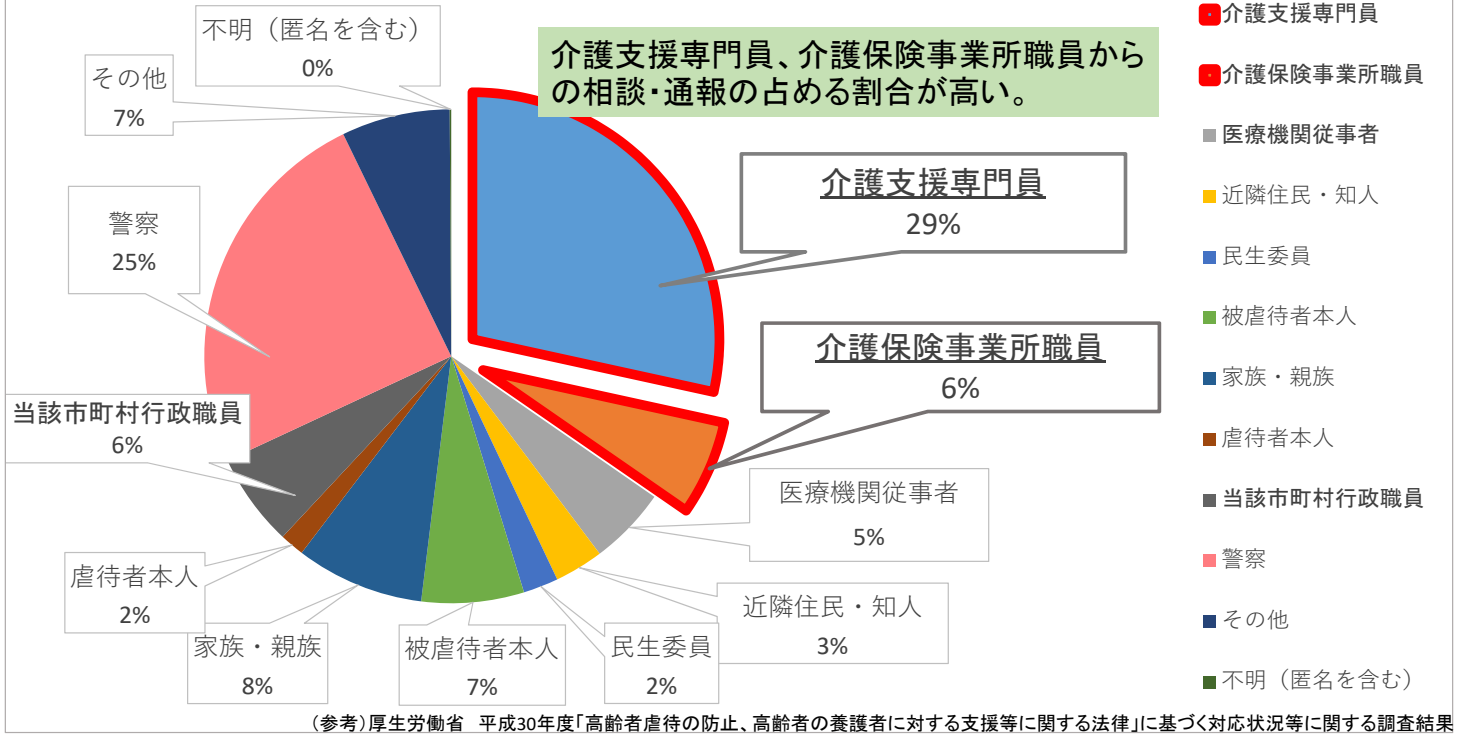
【広島市】



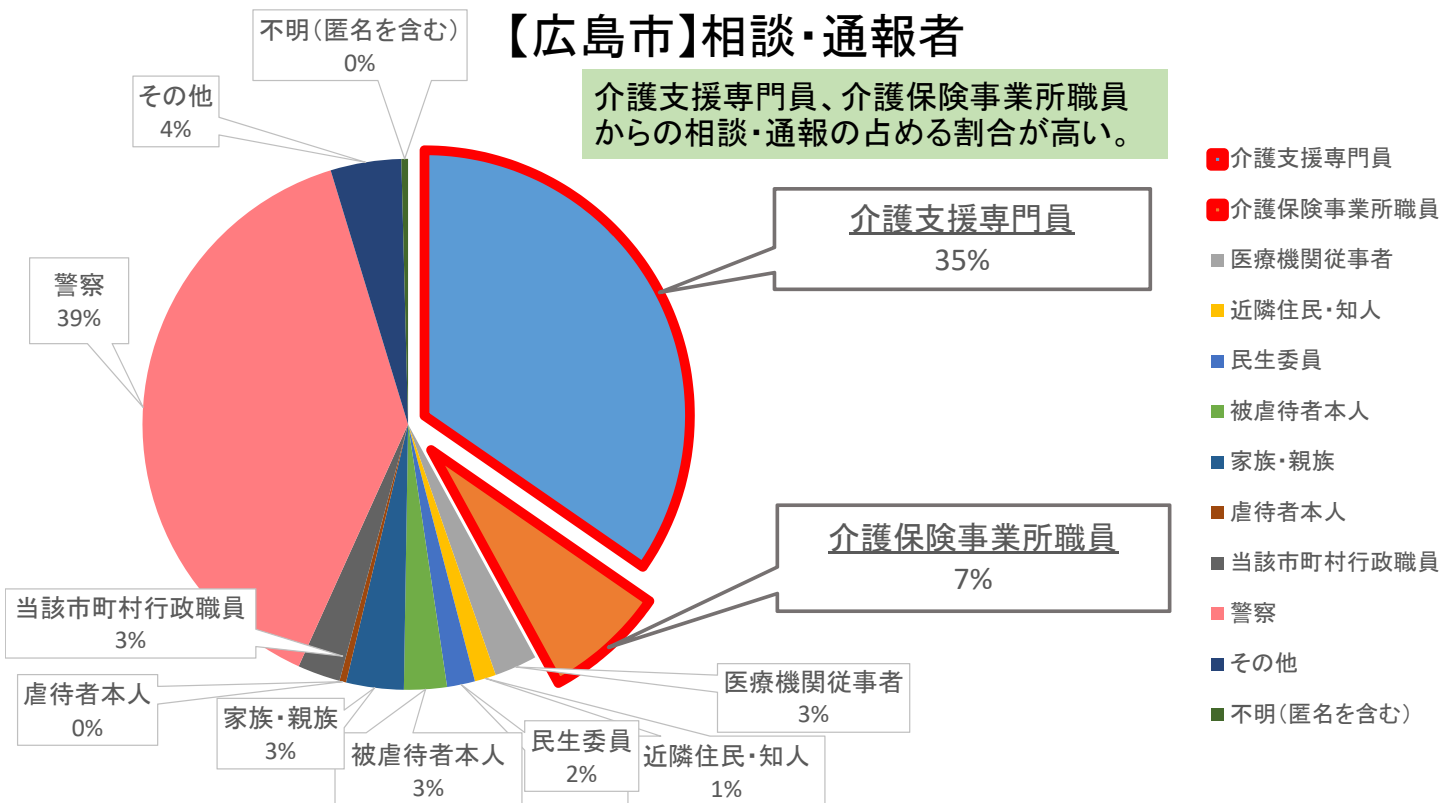
養護者による高齢者虐待の種別の割合（平成30年度）



【全国】相談・通報者

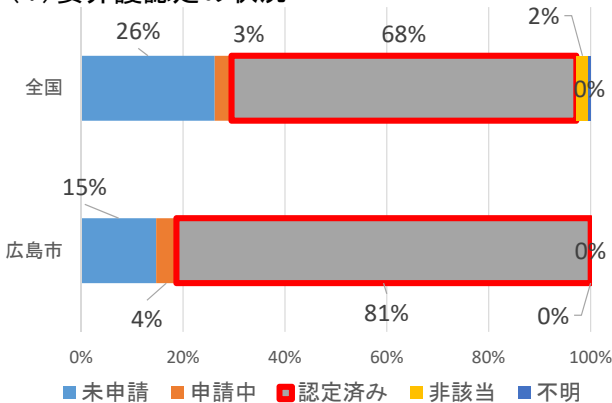


【広島市】相談・通報者

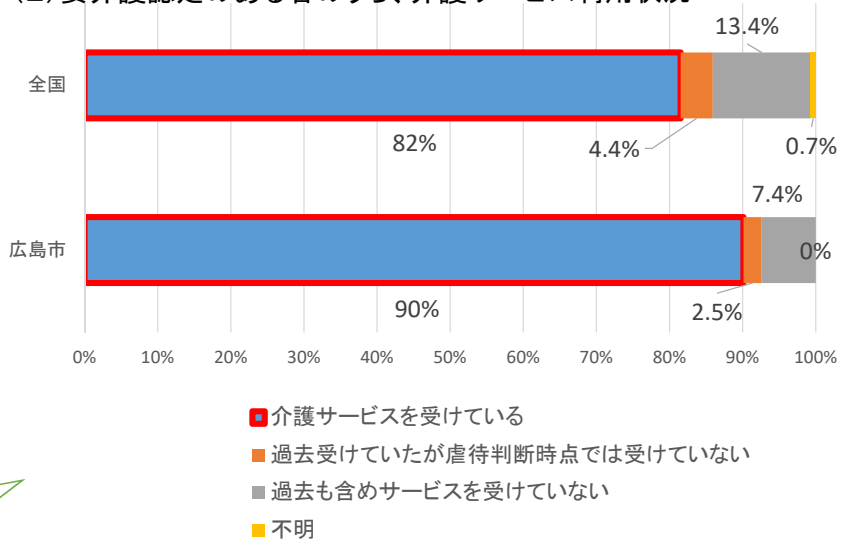


被虐待高齢者の状況

(1) 要介護認定の状況



(2) 要介護認定のある者のうち、介護サービス利用状況



被虐待高齢者の多くは要介護認定があり、そのうち約90%が介護サービスを利用している

虐待の発生要因（複数回答）

要因	割合
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	25.4%
虐待者の障害・疾病	18.2%
被虐待者の認知症の症状	14.3%
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	12.6%
経済的困窮（経済的問題）	10.8%
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	9.5%
虐待者の知識や情報の不足	8.7%
虐待者の精神状態が安定していない	7.5%
虐待者の飲酒の影響	5.5%
虐待者の介護力低下や不足	5.2%

虐待者（養護者）の介護疲れや介護力不足等が要因となっている事例が多く、様々な要因が重なり合っている



日頃から、サービス担当者等の関係機関と情報交換をし、虐待のサインに気づくことが重要

（参考）厚生労働省 平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

早期発見・虐待防止に向けて

虐待が疑われるサインがみられる場合は、自分一人で抱え込まず
区健康長寿課(東区地域支えあい課)や地域包括支援センターへ
ご相談ください！

(声かけの例)

生活の中で、何かお困りの
ことはありませんか？

他に、どなたか相談できる
親族の方はいらっしゃいま
せんか？

夜眠れていますか？
つらいことはありませんか？
一人で悩まないでくださいね。
一緒に考えていきましょう。

高齢者や養護者との
信頼関係を構築し
サインをキャッチする

今後の生活は、どのように
していきたいとお考えです
か？

ご家族に、どのような気持
ちをお持ちですか？

介護にあたって、月にいく
ら位までご負担できますか？

高齢者虐待のサインに気づくためのポイント

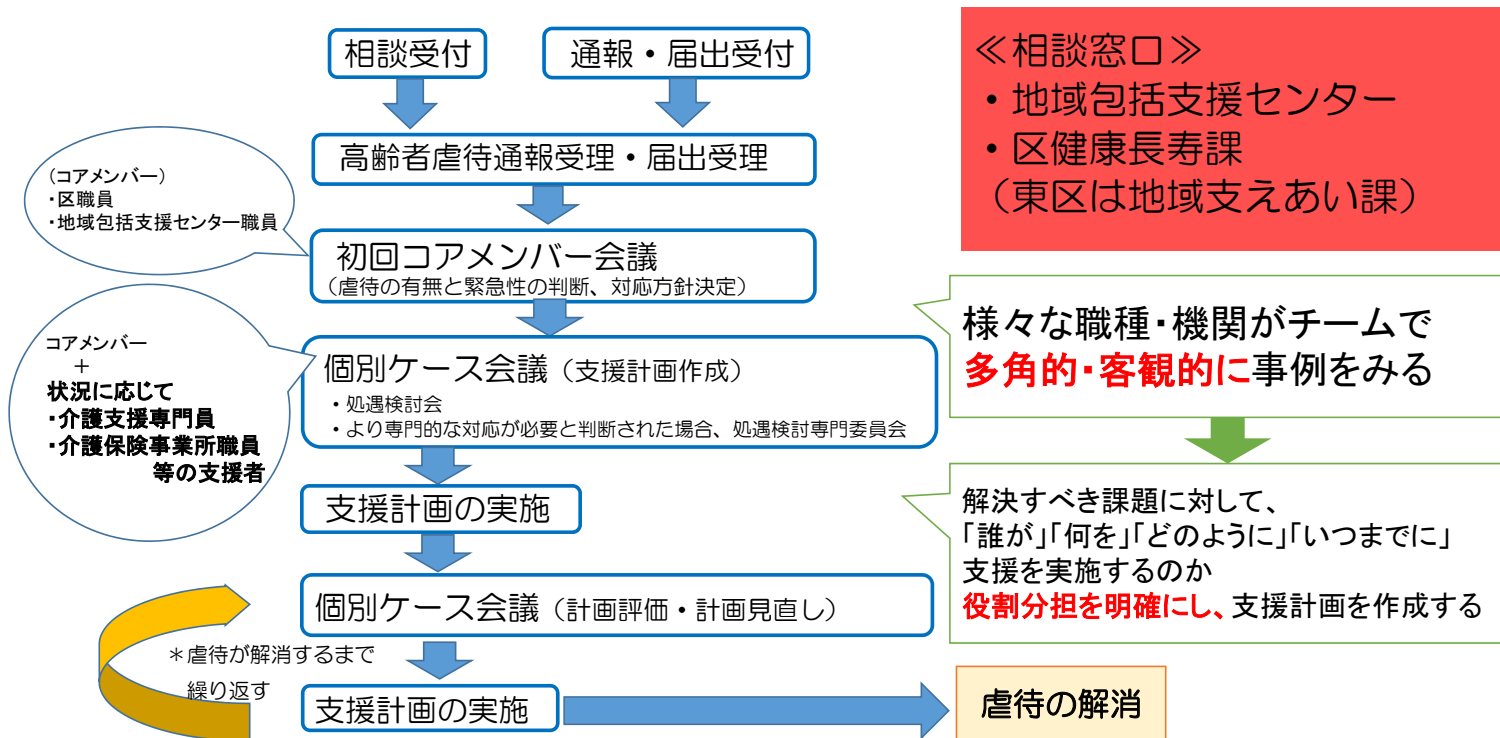
《対応の基本》

- ① 高齢者の意思を尊重した対応をする
- ② 無理な情報収集は避け、信頼関係を築き、話しやすい雰囲気を作る
- ③ 高齢者と養護者双方の話を別々に聞く機会を作る
- ④ 自分の価値観や思い込みで対応せず、関係者とチームで考える
- ⑤ 客観的な事実について確認する
- ⑥ 言葉以外の、声の感じや表情を観察する。高齢者の様子に合わせて、虐待者の様子も観察する。生活環境の観察により価値観などを知る。

(参考)広島市ホームページ:「高齢者虐待防止・早期発見マニュアル」

Ⅲ 高齢者虐待対応について

広島市における養護者等による高齢者虐待への対応



権利擁護の重要性

虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害。
必ず、早急な解決が必要。

介護事業者などが、高齢者虐待対応において、高齢者本人の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市町村など）に情報提供をすることは認められる。

【虐待対応と個人情報保護の例外規定】

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 略
 - 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 以下、略

高齢者虐待対応の目的

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安心して安全な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行う。

虐待対応の視点 ①高齢者への支援の視点

1) 自己決定への支援	高齢者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状況を理解し、本来もっている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援する。
2) 本人保護と危機介入	高齢者自身が介入や分離保護を拒否する場合であっても客観的にみて「高齢者の安心・安全の確保」が必要な場合は、「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安心・安全の確保」を優先させる。
3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備	高齢者のおかれている現在の状況に加え「生活全体」や「人生全体」を意識して支える視点が重要。虐待が解消した後、高齢者が主体的に生きられるような生活や人間関係の再構築を目指した支援を考える必要がある。

虐待対応の視点 ②養護者への支援の視点

1) 高齢者と養護者の利害対立への配慮	高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ <u>別の対応従事者（チーム）によってなされる必要がある。</u>
2) 虐待の発生要因と関連する課題への支援	養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むことになる。
3) 養護者支援機関へのつなぎ	養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、 <u>適切な機関につなぎ、支援が開始されるような働きかけを行うことが重要。</u>

虐待ケースへの対応 ～A子さんの事例～

民生委員が「担当地域のA子さんが虐待を受けているのではないかと。A子さん宅の近所に住むA子さんの友人から民生委員に電話があった。」と包括に相談に来所。

〔民生委員が包括で話した内容〕

- ・A子さんは、ちゃんと食事をさせてもらっておらず、お風呂も入れてもらっていないようだ。近所の友人は、時々A子さんに差し入れをしている。その際、A子さんはだんだん痩せてきており、家の中をつかまりながら歩いている。トイレに間に合わず漏らしてしまうこともあるようで、尿臭がする。認知症もありそう。
- ・息子と二人暮らし。息子は現在就労しておらず、昼間からパチンコをしており、家の勝手口にはビールの空き缶が山積みになっている。
- ・息子だと思われる男性の大きな声が外まで聞こえる。大きな物音がすることもある。

〔高齢者虐待の有無と緊急性の判断〕

- ・A子さんは、週2回デイサービス事業所を利用して入浴している。
- ・息子はアルコール依存症の治療を中断している。また、「母（A子さん）は、食事を買って来ても、いくら言っても食べないこともあるし、お漏らしをするので、困る。イライラして大声で叱ってしまう。」と話した。

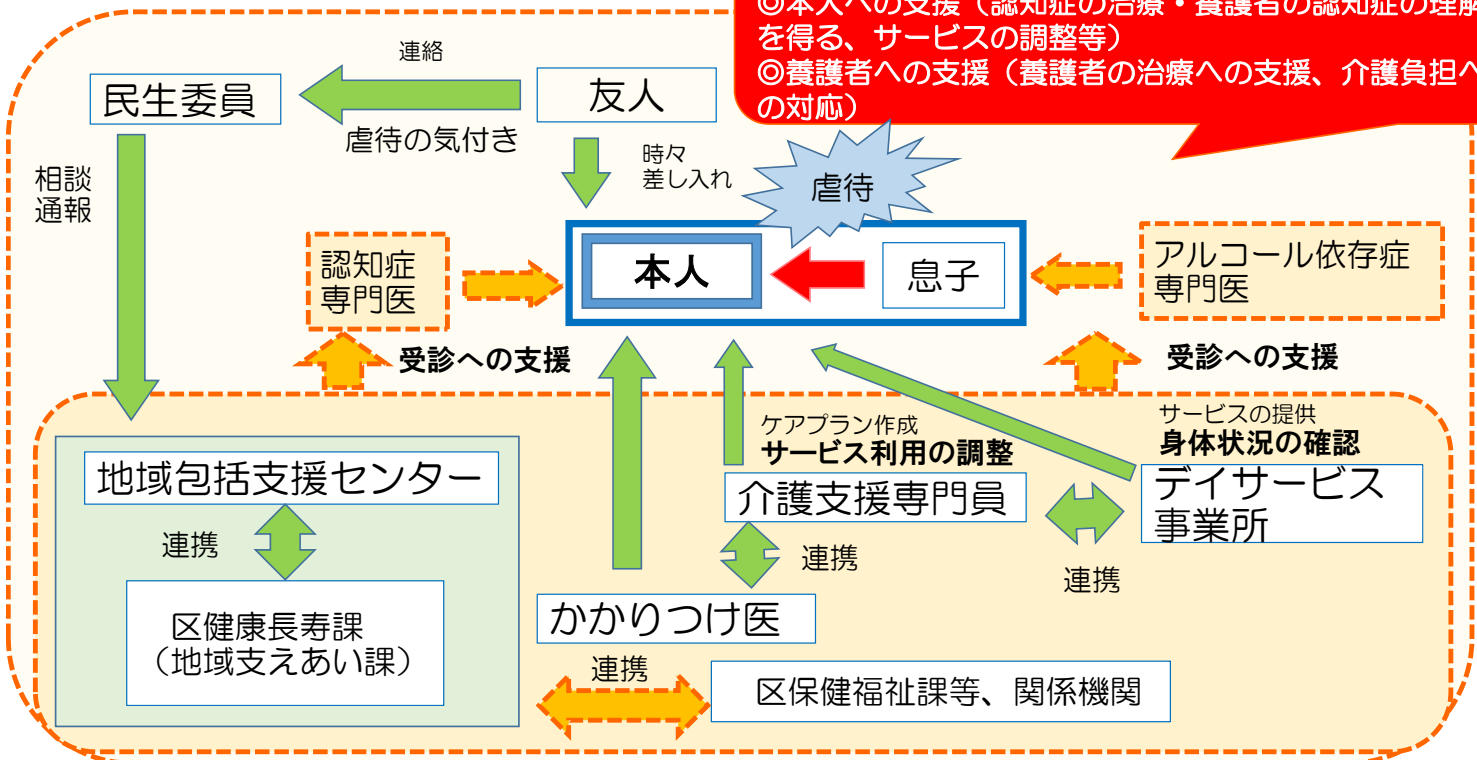
〔高齢者虐待の有無と緊急性の判断〕

- ・A子さんは、週2回デイサービス事業所を利用して入浴しており、痣などはない。かかりつけ医で高血圧の治療を継続しているが、内服を忘れることがあり、安定していない。食事は促すと自分で食べる食欲はあるが、体重が1か月で1キロ減った。
- ・息子はアルコール依存症の治療を中断している。

～A子さんの事例～

チームで支援

- ◎本人への支援（認知症の治療・養護者の認知症の理解を得る、サービスの調整等）
- ◎養護者への支援（養護者の治療への支援、介護負担への対応）



チームで支援した結果・・・

- ・ 息子のアルコール依存症の治療が再開となり、受診が継続できている。病状は安定している。
- ・ 息子の母親の認知症についての理解が深まり、母親に対してイライラすることが減った。
- ・ 母親はデイサービス（週2回）に加えて、配食サービス（夕食）と訪問看護（週1回）の利用を開始。食事をきちんと摂れるようになったため、もとの体重に戻り、維持している。訪問看護で内服薬を1週間分セットし、内服状況の確認をしている。薬の飲み忘れはなくなった。
- ・ 訪問看護とデイサービスで心身の状態の確認を行っているが、現在、虐待を疑わせる状況はみられない。
- ・ 近所の友人は、以前と同様、A子さんに時々差し入れをしており、その際に状況を確認している。
- ・ 民生委員は多くの関係機関が対応を開始したことで、安心している。定期的にA子さん宅を訪問し、状況の確認をしている。

➡ 虐待は解消。引き続き、A子さんと息子を継続的に支援している。

介護支援専門員や介護保険事業所職員の役割

《高齢者虐待防止のために》

高齢者本人や家族との信頼関係を構築し、地域において日頃から適切なサービス等の提供が受けられるよう支援する。

《早期発見のために》

関係する介護サービスの担当者等と日常的に意見交換し、気づきを共有することにより、高齢者や家族の抱えている困難や虐待のサインをキャッチし、適切な支援につなぐ。

《高齢者虐待が疑われる高齢者を発見した時には》

一人で抱え込まず、区役所健康長寿課（東区は地域支えあい課）や地域包括支援センターにまず相談をする。

《虐待対応では》

虐待の解消に向け、支援計画に基づきチームの一員として役割を担う。

（高齢者の日常を支えるケア、養護者への助言・情報提供、介護サービスの利用による介護負担の軽減等）

参考文献

社団法人 日本社会福祉士会編集「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」

厚生労働省「平成30年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」

社会福祉法人 東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「行政機関・関係団体向け高齢者虐待防止・対応の体制整備促進に関する研修会【養護者による高齢者虐待編】」

広島市 高齢者虐待防止・早期発見マニュアル